

随意契約（相手方指定）調書

件名	これからの荒川区民会館の在り方に関する基礎調査委託	No. 5200311
工（納）期	契約締結日の翌日から平成24年11月30日	
契約締結日	平成24年4月20日	
契約金額	3,990,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社 類設計室 東京事務所	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

契約審査委員会資料	
経理課契約係	H24. 4. 12

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>これからの荒川区民会館の在り方に関する基礎調査委託</p>
<p>指名業者(案)</p>	<p>名称 株式会社 類設計室 東京事務所 所在地 東京都大田区蒲田 5-38-3 蒲田朝日ビルディング 代表者 副社長 阿部 紘</p>
<p>特 命 理 由</p>	<p>本件は、老朽化が進む荒川区民会館の今後の在り方について、さまざまな角度から検討するための基礎資料の作成を委託するものである。</p> <p>主管課からは、プロポーザル方式により委託候補者を選定のうえ、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件業務は、今後10年～15年の使用を目途とした大改修の手法の検討、大改修を行わずに5～10年維持管理を可能にするための手法の検討、現在地以外での区民会館建設の検討などを行うものであるため、価格競争には馴染まないことから、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行ったものである。</p> <p>② 候補事業者の選定にあたっては、参加事業者を公募の上、評価委員により審査基準を定め、応募のあった3社の中で、業務に関するノウハウ、業務遂行能力等を評価している。上記業者はプラン策定能力、調査の手法等の評価項目において1位を獲得するなど、配点の高い重要検討項目において高い評価を得ており、また十分な実施体制を有していることから、区の狙いに沿った調査の実施が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>